

平成 28 年度から

◎軽自動車税の税額が変わります！

※軽自動車税は、4月1日において主たる定置場が剣淵町である車両を所有する方に対して課税されます。

原付、二輪など、小型特殊の場合

年式や登録日、型式などに関わらず、すべての車両について新しい税率が適用となります。

車種区分		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	50 cc以下	1,000 円	2,000 円
	90 cc以下	1,200 円	2,000 円
	125 cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪 (250 cc以下)	2,400 円	3,600 円
	雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
二輪小型自動車 (250 cc超)		4,000 円	6,000 円

三輪車、軽四輪乗用・貨物の場合

最初（新車）の新規検査を受けた時期により、税額が異なります。

※最初の新規検査を受けた時期は、「自動車検査証（車検証）」の「初度検査年月」でご確認ください。

			「初度検査年月」が平成 27 年 3 月 31 日まで（現行の税額）	「初度検査年月」が平成 27 年 4 月 1 日以降（新しい税額）※1	「初度検査年月」から 13 年経過（重課税率適用の税額）※2
軽四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪車			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※1 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに最初（新車）の新規検査を受けた一定の性能を有する軽四輪車および三輪の車両は、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）が適用されます。

※2 最初（新車）の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車および三輪の車両は、重課税率が適用されます。（平成 28 年度は初度検査年月が平成 14 年 12 月以前）

グリーン化特例（軽課）について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに最初（新車）の新規検査を受けた車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両（※3）は、平成 28 年度のみ下記の表の税額が適用されます。

車種	税額	グリーン化特例（軽減税率）適用の税額			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
軽四輪	乗用	自家用	8,100 円	5,400 円	2,700 円
		営業用	5,200 円	3,500 円	1,800 円
	貨物	自家用	3,800 円	2,500 円	1,300 円
		営業用	2,900 円	1,900 円	1,000 円
三輪車		3,000 円	2,000 円	1,000 円	

※3 排出ガス基準達成、燃費基準については「自動車検査証（車検証）」をご確認ください。ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%達成車（★★★★）に限ります。

軽減割合	軽四輪乗用	軽四輪貨物
75%軽減	電気自動車および天然ガス自動車	
50%軽減	H32 年度燃費基準+20%達成車	H27 年度燃費基準+35%達成車
25%軽減	H32 年度燃費基準達成車	H27 年度燃費基準+15%達成車

◇お問い合わせ先 住民課税務グループ
電話 34-2121 内線 411